

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年2月16日

県南広域振興局長 小 島 純

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ベルジョイス

(イ) 株式会社ツルハ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス北上江釣子店・ツルハドラッグ北上江釣子店 北上市上江釣子第6地割33番地1ほか

ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

エ 変更する年月日 令和6年1月27日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 令和6年1月26日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコーダー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上南ショッピングセンター 北上市北鬼柳31地割3番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置

(イ) 駐輪場の位置

(ウ) 荷さばき施設の位置

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置

(オ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(カ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(キ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 令和6年10月10日

オ 変更の理由 小売業者の出店のため

(2) 届出年月日 令和6年2月6日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所